

自転車・ バイク通学について

1. 自転車通学

自転車は車道を走行し、正門付近や構内では減速してください。

車道を逆走する、歩道を走行する等の迷惑行為をしないでください。

自転車通学をする場合の手続きは不要です。

駐輪場は、記念ホールと幼稚園の間、記念ホール外階段下の駐輪場を利用し、整列駐輪をしてください。

2. バイク通学

バイク通学は許可制であり、年度ごとの更新が必要です。希望する場合には学生支援課に申し出てください。

自宅から最寄り駅までの交通が不便であり、大学までのバイクでの通学の所要時間が30分以内の学生に限り許可します。

※自動車での通学は禁止しています。

特別な事情がある場合は、担任教員または学生支援課に相談してください。